

産業廃棄物収集運搬業許可を受けるための要件

(1/1P)

他人の産業廃棄物を収集運搬することを業とするには、都道府県知事から産業廃棄物収集運搬業の許可を取得しなければなりません。取得には積替え保管の有無により次の要件を満たす必要がありますので注意が必要です。

※積替え保管とは、収集し積み込んだ産業廃棄物を、直接中間処理場や最終処分場に運搬せず、一度積替え保管する場所・施設に集積しある程度まとめてから、中間処分場や最終処分場に運搬することです。

1 積替え保管なしの場合の要件

要件の種類	要件内容
場所	<ul style="list-style-type: none">● 駐車場が自己所有や賃借など使用権限があること
車両	<ul style="list-style-type: none">● 使用権限があること● 収集した産業廃棄物が運搬中に飛散・流出・悪臭するおそれのない構造であること● 車両の見やすい箇所に産業廃棄物の収集運搬をする車両であること、会社名(氏名または名称)や許可番号を記載すること
人	<ul style="list-style-type: none">● 申請者本人、法人役員が、事業を的確かつ継続して行うことができる技術的な能力を有していること
資金	<ul style="list-style-type: none">● 債務超過に陥っておらず、事業を的確かつ継続して行うことができる経理的基礎を有していること
事業計画	<ul style="list-style-type: none">● 適切な事業計画を策定していること
欠格要件	<ul style="list-style-type: none">● 廃棄物処理法第14条第5項における欠格要件のいずれにも該当しないこと

2 積替え保管ありの場合の要件

要件の種類	要件内容
場所	<ul style="list-style-type: none">● 駐車場が自己所有や賃借など使用権限があること
車両	<ul style="list-style-type: none">● 使用権限があること● 収集した産業廃棄物が運搬中に飛散・流出・悪臭するおそれのない構造であること● 車両の見やすい箇所に産業廃棄物の収集運搬をする車両であること、会社名(氏名または名称)や許可番号を記載すること
人	<ul style="list-style-type: none">● 申請者本人、法人役員が、事業を的確かつ継続して行うことができる技術的な能力を有していること
資金	<ul style="list-style-type: none">● 債務超過に陥っておらず、事業を的確かつ継続して行うことができる経理的基礎を有していること
事業計画	<ul style="list-style-type: none">● 適切な事業計画を策定していること
欠格要件	<ul style="list-style-type: none">● 廃棄物処理法第14条第5項における欠格要件のいずれにも該当しないこと
施設要件	<ul style="list-style-type: none">● 積替え保管施設の要件を満たすこと(施設要件はかなりハードルが高いため、事前に自治体に相談することが望ましい)